

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年2月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

専決第1号

専 決 処 分 書

令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）につ
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分する。

令和3年2月1日

鹿沼市長 佐藤 信

令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,662 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,399,435 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|--------|------------|
| 14 国庫支出金 | | 17,322,328 | 33,662 | 17,355,990 |
| | 1 国庫負担金 | 4,757,941 | 5,693 | 4,763,634 |
| | 2 国庫補助金 | 12,544,569 | 27,969 | 12,572,538 |
| 歳入合計 | | 56,365,773 | 33,662 | 56,399,435 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|------------|---------|------------|
| 4 衛生費 | | 3,154,766 | 54,162 | 3,208,928 |
| | 1 保健衛生費 | 1,653,461 | 54,162 | 1,707,623 |
| 14 予備費 | | 266,297 | △20,500 | 245,797 |
| | 1 予備費 | 266,297 | △20,500 | 245,797 |
| 歳出合計 | | 56,365,773 | 33,662 | 56,399,435 |